

子ども条例

～はじめに～

このサイトを開いてくれてありがとう。

このサイトでは、今と未来を生きるすべての子どもの育ちを支えていくためにつくった「西東京市子ども条例」について紹介します。



いこいな
©シンエイ/西東京市

この条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちを支えること、子どものために特に進めていきたい取組、子どもの悩みごと・困りごとを相談できる仕組みをつくることなどが示されています。

～こんな悩み抱えてないかな？～

Aさんの場合

部活の先輩と関係がうまくいかず、体調も最近悪くて、学校に行けないんだ。



Aさん
(高校1年生)

他にも

家族の悩み

- ・ 暴言を言われる
- ・ 暴力を振るわれる
- ・ 家事や介護が大変

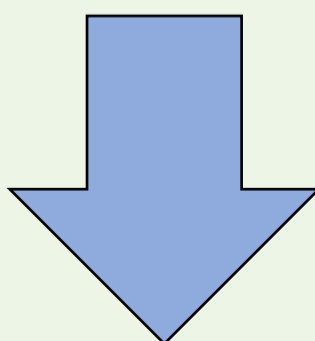


友達の悩み

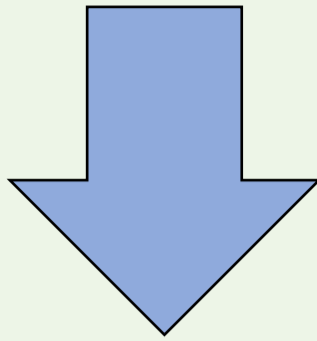
- ・ 嫌なことを言われた
- ・ SNSに書かれた
- ・ いじめを受けている
- ・ グループに入れてもらえない

自分の悩み

- ・ 自身の顔や体形が気に入らない
- ・ やる気が出ない
- ・ 勉強についていけない



“もしかして”
自分ひとりで悩みを抱えてない？



確かに、誰かに相談することってとっても勇気がいるよね。
でも、周りにはたくさんの味方がいてくれて、君の話を聴いてくれるよ。

ほっとルームに相談してください

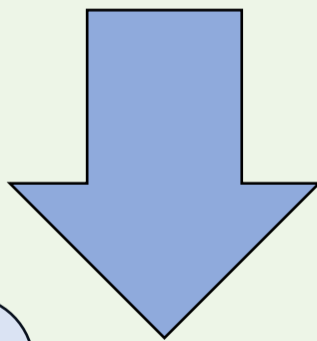
あなたの話をじっくり聞きます。あなたの気持ちを一番大切にします。

一緒に考えます

一緒に調べます

意見を伝えることもできます

一緒に考えたことを、関係する人に話を聞いて調べます。あなたの気持ちを代わりに伝えることができます。こうなればもっとよくなるなど、意見を言うことができます。



でも相談したら、
ことが大きくなっちゃうかも、、
相談したことがばれちゃうかも、



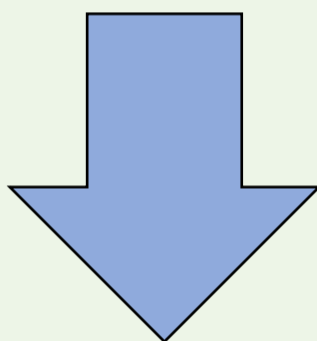
大丈夫。秘密は守るよ。
安心してね。



～君たち（子ども）がもっている子どもの権利って？～

- **生きる権利**
…すべての子どもの命が守られ、健やかに生きること
- **育つ権利**
…もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること
- **守られる権利**
…暴力や、苦しい、つらいことから守られ、安心して助けてといえること
- **参加する権利**
…自由に意見を表現できて、それが尊重されたり、集まってグループをつくること

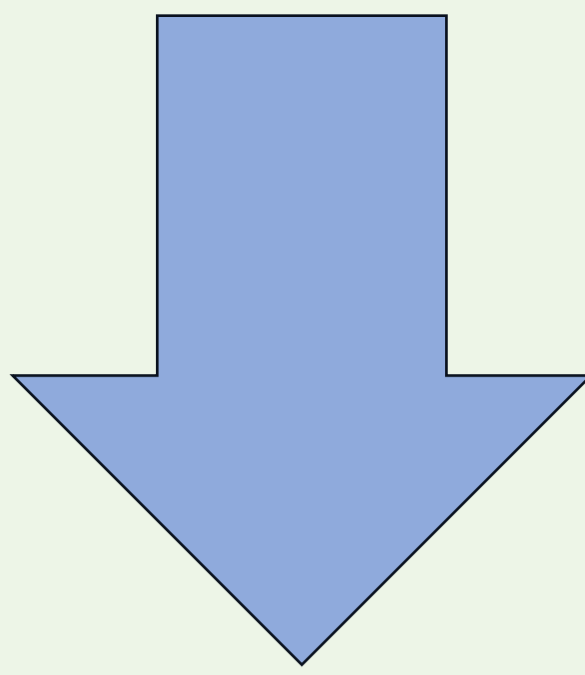
〈引用 WEB サイト〉公益財団法人日本ユニセフ協会 子どもの権利条約
<https://www.unicef.or.jp/crc/>



～子どもにやさしいまち西東京市を目指して～

子ども条例では、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしいまち西東京市をつくっていくことを示しています。そのために市では、主に7つの取組を進めていきます。
(子ども条例 第3章)

- 虐待を防ぎます。
- いじめなどの子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- 子どもの貧困を防ぎます。
- 心とからだの健康と安全な環境をつくります。
- 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- 社会の一員である子どもの考えや意見を大切にします。
- 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。



実際に相談してみたAさんへの対応とその後

Aさんのお話を聴きました。
Aさんにいくつか解決策を提案しました。
Aさんの意見を尊重し、学校で面談を行いました。



自分の話をきちんと聞いてくれて、意見を尊重してくれました。
自分の悩みがはっきりして、家族や学校の先生ともちゃんと話すことができました。
今は元気に学校に通うことができます。

一人ひとりのお話を聴いて、あなたの意見を尊重しながら
ともに解決策を考えます。

決して、あなたが望んでいないことや、頼んでいないことはしません。

あなたの意見を尊重します。

～さいごに～

子ども条例には、西東京市で暮らすすべての子どもが、心もからだも健やかに育つことができるように、子どもの意見を大切にすること、子どもをめぐる課題に取り組んでいくことなどが約束されています。そこには、子どもにやさしいまちにしていこうという思いが込められています。

もし、今、悩みを抱えていたり、つらいことがあったりしたら、一人で抱え込まないでください。無理をしないでください。君たちには守られるべき権利があります。君たちには守ってくれる人たちがいます。

みんなで、子どもにやさしいまち、西東京市をつくっていきましょう。

君は一人じゃないよ。
小さなことでも話すことから始めよう！！



西東京市子ども条例



https://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/esaku_keikaku/kodomo/kodomojyourei.html

子ども相談室 ほっとルームの相談方法

電話、メール、手紙、FAX または子ども相談室に来所

相談専用電話：0120-9109-77(フリーダイヤル クイック なやみなし)

場所：住吉町六丁目 15 番 6 号 住吉会館ルピナス 2 階

受付時間：月曜日から金曜日 午後 2 時～午後 8 時

土曜日 午前 10 時～午後 4 時

日曜、祝日、年末年始はお休みです。



